

産地収益力向上支援事業実施要綱の制定について

21生産第9808号
平成22年4月1日
農林水産事務次官依命通知

この度、産地収益力向上支援事業の実施に係る産地収益力向上支援事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

なお、このことに併せ、産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号農林水産事務次官依命通知）は廃止することとしたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

産地収益力向上支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年、農産物価格の低迷、肥料等資材費の高騰、農業従事者の減少等により、農業の収益力が低下している産地が増加している。こうした状況が続くと、農業の低迷が地域における関連産業の低迷にもつながり、地域経済全体の低迷を招くとともに、ひいては我が国全体の食料供給力の低下を招くおそれがある。

このような状況を打破するため、一定の生産規模を有する産地を地区単位として、販売企画力の強化、生産技術力の強化、人材育成力の強化、有機農業をはじめとする多様な消費者需要への対応その他の取組を内容とする産地収益力向上プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、その着実な実現を図ることを旨とする産地収益力向上支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、産地の農業の収益力の回復・向上を図り、もって我が国の食料自給率の向上や食料の安定供給を図ることとする。

さらに、本事業を通じて、農業関係者が普及組織や外部の専門家の支援を受けつつ、一丸となって自ら創意工夫を発揮して行う産地改革を推進することにより、国産農産物の安定供給確保の中核となる先導的な産地体制の確立を図ることとする。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件・補助率、採択要件、交付要件・交付率及びリース料助成率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

1 推進事業

（1）地区推進事業（別表1）

次の区分に従い、本事業の実施に係る検討や評価、実証ほの設置、研修会の開催等、産地内の農業関係機関が連携して実施する産地の収益力向上に向けた推進活動とする。

ア 一般地区推進事業

イ 有機農業推進事業

（2）全国推進事業（別表2）

情報の提供、人材の育成、新たな技術の実証等、産地の取組を最大限発揮するための全国的な取組を実施する推進活動とする。

2 整備事業（別表3）

次の区分に従い、産地の収益力向上に向けた取組に必要な共同利用施設等の整備であって、1の（1）の地区推進事業と一体的に実施されるものとする。

（1）一般地区整備事業

（2）有機農業整備事業

3 リース事業（別表4）

農畜産業機械等リース支援事業のうち産地収益力向上支援型として、産地の収益力向上に向けた取組に必要な機械等のリース方式による導入とする。

なお、農畜産業機械等リース支援事業のうち経営体育成型、畜産新規就農等支援型

については、別に定めるところによるものとする。

第3 事業実施期間

1 推進事業

(1) 地区推進事業の事業実施期間は、新規にプログラムの承認を受けた年度から翌々年度までの3年間とし、新規にプログラムの承認を受けることができる期間は、平成22年度から平成24年度までとする。

ただし、有機農業推進事業の事業実施期間については、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める場合にはこの限りではない。

(2) 全国推進事業の事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度の1年間とし、事業実施計画の承認を受けることができる期間は、平成22年度から平成24年度までとする。

2 整備事業の事業実施期間は、新規にプログラムの承認を受けた年度から翌々年度までの3年間のうち、いずれかの年度の1年間とする。

3 リース事業の事業実施期間は、新規にプログラムの承認を受けた年度から翌々年度までの3年間のうち、いずれかの年度の1年間とする。

第4 事業の成果目標

1 本事業の実施に当たっては、事業の開始前に事業の成果目標を、地区推進事業、整備事業及びリース事業にあっては、プログラムに、全国推進事業にあっては、事業実施計画にそれぞれ定めなければならない。

2 1の成果目標の目標年度は、平成27年度とする。

3 一般地区推進事業、一般地区整備事業及びリース事業の成果目標については、本事業を実施する地区における農業産出額の増加目標額と対象品目の生産コストの縮減目標額を合計したものを指標として設定するものとする。

なお、有機農業推進事業及び有機農業整備事業については、当該地区の有機農業により生産される農産物の産出額の増加相当額及び地区が設定する所得向上につながる目標を指標として設定するものとする。

4 全国推進事業の成果目標については、産地の収益力向上に向けた取組に資するものであって、販売価格の上昇、販売量の増加、コスト低減、優良事例の増加等の数量を指標として設定するものとする。

5 成果目標の設定に関し、その他必要な事項は、生産局長が別に定める。

第5 事業実施手続

1 産地収益力向上協議会の設置

地区推進事業を実施しようとする産地においては、第2の1の(1)の区分ごとに生産局長が別に定める要件を満たす産地収益力向上協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 産地収益力向上プログラムの策定等

(1) 協議会は、生産局長が別に定める方法により、プログラムを策定するものとする。

- (2) 協議会は、(1) により策定したプログラムを地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、原則として当該協議会が所在する都道府県の地方農政事務所を経由して（当該府県に地方農政事務所が存在しない場合には地方農政局長等に直接。以下同じ。）、提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) プログラムの変更は、(2) に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

3 事業実施計画の作成等

- (1) 協議会は、2の(1)により策定したプログラムの実現を図るため、生産局長が別に定めるところにより、地区推進事業の事業実施計画（以下「地区推進事業計画」という。）及びリース事業を実施する場合にはリース事業の事業実施計画（以下「リース事業計画」という。）を作成し、地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) (1)の地区推進事業計画については、単年度の計画であるものとし、毎年度、その年度の計画について、(1)の承認の手続を行うものとする。
- また、1年目の地区推進事業計画又は1年目にリース事業を実施する場合のリース事業計画に係る(1)の提出は、2の(2)のプログラムの提出と併せて行うものとする。
- (3) 全国推進事業を実施する事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画（以下「全国推進事業計画」という。）を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- (4) 市町村は、当該市町村の区域に属する協議会の構成員である事業実施主体が当該協議会のプログラムの実現を図るため整備事業を実施する場合には、生産局長が別に定めるところにより、整備事業の事業実施計画（以下「整備事業計画」という。）を作成し、地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に提出して、地方農政局長等とプログラムとの整合性及び妥当性の協議を行うものとする。
- (5) 市町村は、(4)の整備事業計画の作成に当たっては、当該市町村の区域に属する協議会と連携して、当該協議会のプログラム、地区推進事業計画及びリース事業計画と一体的に実施することにより効果的なものとなるよう留意するものとする。
- また、当該市町村を所管する都道府県に整備実施計画の写しを送付することとする。
- (6) 地区推進事業計画、全国推進事業計画、リース事業計画及び整備事業計画の、生産局長が別に定める重要な変更は、(2)から(5)までに準じて行うものとする。
- (7) 既にプログラムの承認を受けて、地区推進事業に取り組んでいる産地において、地区推進事業の2年目又は3年目に、整備事業又はリース事業若しくは地区推進事業の取組を追加して実施しようとする場合には、協議会はプログラムの成果目標を上方修正しなければならない。

4 地方農政局長等によるプログラム等の承認等

- (1) 地方農政局長等は、提出されたプログラム、地区推進事業計画及びリース事業計画について、生産局長に意見を求めた上で、当該意見を踏まえて審査を実施し、生

産局長が別に定めるところにより、妥当であると認めるときは、これを承認するものとする。

- (2) 生産局長は、(1) により地方農政局長等から意見を求められた場合には、第11の助成に必要な予算の確保状況等を踏まえつつ、成果目標の農業産出額の増加目標額及び対象品目の生産コストの縮減目標額が全国的見地から十分なものとなっているか否か及び高水準なものであるか否か等について意見するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 協議会は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における地区推進事業及びリース事業の実施状況を、地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 市町村は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画承認年度において、整備事業の実施状況を、地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1 及び2の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、プログラムに定められた成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該協議会等に対して必要な指導を行うものとする。
- 4 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

- 1 協議会は、地区推進事業の目標年度（平成27年度）の翌年度において、プログラムに定められた成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、自ら評価を行い、地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について評価を行うものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、プログラムに定められた成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該協議会に対し、目標年度の翌年度においても、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。この場合において、当該協議会は、当該取組の終了後、その評価を1に準じて報告するものとする。
- 4 3により実施した取組の評価については、1から3までに準じて行うものとする。
- 5 地方農政局長等は、2及び4の評価結果を生産局長に報告するとともに、公表するものとする。
- 6 地方農政局長等は、3及び4により指導を行った場合には、その内容を生産局長に報告するものとする。
- 7 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。
- 8 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

生産局長は、当該報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。なお、整備事業を実施した地区のプログラムの評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。

第8 推進指導等

1 地区の推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村と密接な連携を図るとともに、都道府県、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、協議会に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、事業実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

第9 国と都道府県の情報共有

地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、以下のとおり管内の情報を共有するものとする。

1 地方農政局長等は、協議会から提出されたプログラムについて、当該協議会が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。

2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、プログラムについて、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長等に意見を提出することができる。

3 2の意見の提出を受けた地方農政局長等は、第5の4の（1）の審査に際し、当該意見について十分配慮するものとするとともに、当該審査結果について関係都道府県に情報提供するものとする。

4 地方農政局長等は、第6の1に基づき協議会から提出された地区推進事業の実施状況及び第6の3に基づく当該事業に係る協議会に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

5 地方農政局長等は、第7の1に基づき協議会から提出された成果目標の達成状況及び自己評価、第7の2に基づく点検評価及び第7の3に基づく協議会に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

6 国は、第7の7に基づき地区推進事業についての調査を行う場合には、関係都道府県との間で十分な連携を図るものとする。

第10 事業費の低減等

1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動、機械等の導入及び施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

2 費用対効果分析

整備事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長が別に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。

第11 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、推進事業及びリース事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、助成するものとする。
- 2 国は、毎年度、予算の範囲内において、整備事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、市町村に交付金を交付するものとする。

第12 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱に基づき平成21年度に産地生産拡大プロジェクト支援事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 4 平成20年度又は平成21年度に実施された3の事業に係る実施状況報告及び評価については、なお従前の例による。
- 5 農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱の一部改正について（平成22年4月1日付け21生産第9775号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「旧強化要綱」という。）に基づき平成21年度に生産性限界打破モデル実践事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 6 旧強化要綱に基づき平成21年度に農業支援ニュービジネス創出推進事業のうちニュービジネス創出支援事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 7 旧強化要綱に基づき平成21年度に青果物長期鮮度保持実証事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。

別表1 地区推進事業（第2の1の（1）関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 一般地区推進	1 基本的な取組（対象品目型） （1）本事業の推進に関する検討 本事業の推進に当たり必要な事項を毎年度検討する。 （2）販売企画力強化に関する取組 産地の販売企画力を強化する取組を実施し、製品の取引価格や出荷量の拡大を図る。 （3）生産技術力強化に関する取組 産地の生産技術力を強化する取組を実施し、製品の品質向上や生産コストの縮減を図る。 （4）人材育成力強化に関する取組 経営感覚や生産技術に優れた生産者の育成を図る。 2 先進的総合生産工程管理体制構築に関する取組（先進的総合生産工程管理体制構築型） 3 高度技術導入に関する取組（高度技術導入型） （1）水稻不耕起乾田直播栽培等の省力・低コスト栽培技術体系 （2）麦類の増産のための省力・低コスト栽培技術体系 （3）大豆300A技術等を核とした超省力・多収性安定生産技術体系 （4）ばれいしょの省力・高品質生産技術 （5）茶の収益性向上に資する高度生産技術 （6）こんにゃくいもの機械化適正品種の導入による省力化及び低コスト化栽培技術 （7）落花生の多収・省力化及び加工技術の開発 （8）露地野菜向け部分施肥技術 （9）果樹関連技術 ア 落葉果樹の溶液受粉技術 イ マルドリ方式による高品質かんきつ栽培技術 ウ りんごのフェザー苗を利用した早期成園化技術 エ なしの盛土式根域制御栽培技術 オ なしのジョイント栽培技術 （10）施設園芸関連技術 ア いちごのクラウン温度制御技術 イ 夏秋期の高品質いちご栽培技術 ウ 単為結果性なす品種	産地収益力向上協議会（市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。 2 事業内容欄の1の（1）及び（2）から（4）までの取組のうち、いずれか一つを必ず行うこと。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 事業が3年間継続して実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること 7 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 事業内容欄の1及び4の事業については、1／2 2 事業内容欄の2の事業については、定額、1／2 3 事業内容欄の3、5及び6については、定額

	エ トマトの低段密植多回転栽培技術 (11) 畜産関連技術 ア 発酵リキッドフィーディング技術 イ 稲の立毛放牧等による水田を有効活用した放牧技術 ウ 高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術 (12) 高度環境制御栽培施設関連技術 4 地産地消の取組（地産地消型） 5 花粉交配用昆虫等国内供給力強化の取組（花粉交配用昆虫等国内供給力強化型） 6 産地経営支援チームに関する取組			
Ⅱ 有機農業推進	地区推進 1 本事業の推進に関する検討 2 有機農業における販売企画力強化に関する取組 3 有機農業における生産技術力強化に関する取組 4 有機農業における人材育成力強化に関する取組	産地収益力向上協議会（市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。 2 事業内容欄の1及び2から4までの取組のうち、いずれか一つを必ず行うこと。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 事業が3年間継続して実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること 7 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

別表2 全国推進事業（第2の1の（2）関係）

事業種類	事業実施主体	採択要件	補助率
事業の対象は、次に掲げるとおりとする。	事業種類の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。	生産局長が別に定める採択要件を満たすこと	
1 農業所得増大事例情報調査・分析事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（特例民法法人から移行した法人で、国が所管するものを除く。以下同じ。）、一般財団法人（特例民法法人から移行した法人で、国が所管するものを除く。以下同じ。）、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）		定額
2 先進的総合生産工程管理体制構築事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
3 地産地消普及拡大事業 （1）地産地消事例調査・提供事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
（2）地産地消人材育成・派遣事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
4 高度環境制御施設普及・拡大事業 （1）モデルハウス型拠点推進事業	独立行政法人、大学、地方公共団体		定額
（2）環境整備・人材育成事業	民間企業、協同組合、企業組合、協議会		定額
5 みつばち安定確保支援事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
6 次世代ロボット技術導入検証事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
7 国産花き等生販連携体制構築事業 （1）花き商品情報提供強化事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、		定額

	認可法人、独立行政法人、協議会		
(2) 花き日持ち保証販売実証事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
(3) い業・豊業者等提携システム構築支援事業	民間企業、協同組合、企業組合、協議会		定額
8 有機農産物マッチングフェア開催事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額

別表3 整備事業 (第2の2関係)

事業種類	事業内容	事業実施主体	交付要件・交付率	補助要件・補助率
I 一般地区整備事業（強い農業づくり交付金（市町村型））	事業の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 耕種作物小規模土地基盤整備 (1) ほ場整備 (2) 園地改良 (3) 農道整備 (4) 優良品種系統への新植・改植・高接 (5) 暗きょ施工 (6) 土壌土層改良 2 飼料作物作付け及び家畜放牧等条件整備 (1) 飼料作物作付条件整備 (2) 放牧利用条件整備 (3) 水田飼料作物作付条件整備 3 耕種作物共同利用施設整備 (1) 共同育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 農産物直売施設 (6) 農産物交流施設 (7) 地域食材供給施設 (8) 集出荷貯蔵施設 (9) 産地管理施設 (10) 用土等供給施設 (11) 農作物被害防止施設 (12) 農業廃棄物処理施設 (13) 生産技術高度化施設 (14) 種子種苗生産関連施設 (15) 有機物処理・利用施設 4 畜産物共同利用施設整備 (1) 畜産物処理加工施設 (2) 家畜飼養管理施設 (3) 自給飼料関連施設	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 市町村 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 5 土地改良区 6 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） 7 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。） 8 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） 9 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） 10 市町村長が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「認可団体」という。）	国における市町村への交付要件及び交付率は、次に掲げるとおりとする。 1 交付要件 (1) 地区推進事業と一体的に実施することとして、市町村を含む協議会が策定したプログラムの中に、成果目標の達成のために整備する施設等であることが位置付けられていること。 (2) 生産局長が別に定める事項の確認が行われていること。 2 交付率 市町村への交付率は定額とし、整備する施設等ごとの事業費の1／2以内（ただし、生産局長が別に定める場合にあつては、生産局長が別に定める率以内）の額を合計し、生産局長が別に定める額を上限として、市町村に一括して交付。	市町村における事業実施主体への補助要件及び補助率は、次に掲げるとおりとする。 1 補助要件 (1) 産地収益力向上協議会の構成員であること。 (2) 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 (3) 当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (4) 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。 2 補助率 事業費の1／2以内（ただし、生産局長が別に定める場合にあつては、生産局長が別に定める率又は額以内）

Ⅱ 有機農業整備事業（強い農業づくり交付金（市町村型））	事業の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 技術支援施設 2 有機種苗生産施設	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 市町村 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 5 土地改良区 6 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） 7 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。） 8 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） 9 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） 10 市町村長が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「認可団体」という。）	国における市町村への交付要件及び交付率は、次に掲げるとおりとする。 1 交付要件 （1）地区推進事業と一体的に実施することとして、市町村を含む協議会が策定したプログラムの中に、成果目標の達成のために整備する施設等であることが位置付けられていること。 （2）生産局長が別に定める事項の確認が行われていること。 2 交付率 市町村への交付率は定額とし、整備する施設等ごとの事業費の額を合計し、生産局長が別に定める額を上限として、市町村に一括して交付。	市町村における事業実施主体への補助要件及び補助率は、次に掲げるとおりとする。 1 補助要件 （1）産地収益力向上協議会の構成員であること。 （2）受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 （3）当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 2 補助率 定額
-------------------------------------	---	--	---	---

別表4 リース事業 (第2の3関係)

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
農畜産業機械等リース支援事業（産地収益力向上支援型）	事業の対象は次のとおりとする。 1 リース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入。 2 リース方式による生産局長が別に定める園芸施設の導入。	産地収益力向上協議会	定額（生産局長が別に定める額以内）